

開示決定等の期限の延長について（通知）

齋藤 経史 様

科学技術・学術政策研究所長

坂本 修一

（公印省略）

令和 8 年 8 月 1 2 日付け（令和 8 年 8 月 1 3 日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

2022 年度博士人材追跡調査の回答者に対し、報告書の公刊中止、延期、公刊順序の変更等について説明または通知したことが分かる行政文書（電子メール、郵送文書、ウェブ掲載文、これらの送信・掲載に関する記録等）

2 延長後の期限

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）まで

3 延長の理由

請求を受けた文書の特定に時間を要することから、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難であるため。

* 担当課等

総務課庶務係 TEL 03-3581-2391